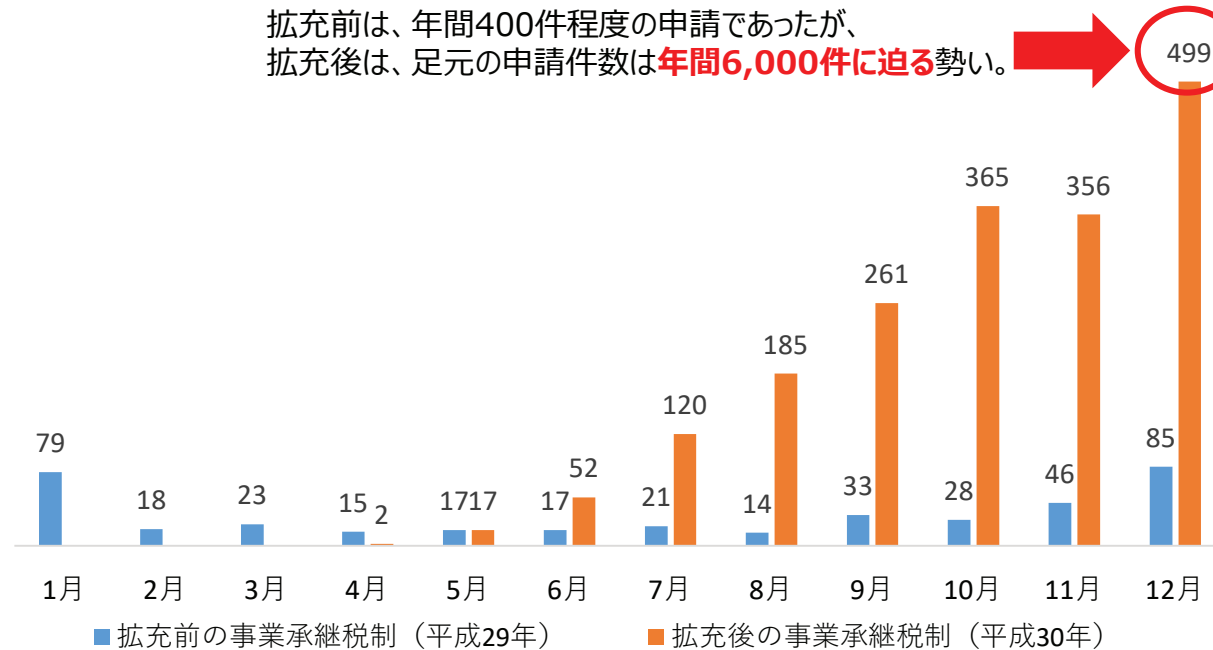


## 法人の事業承継税制の抜本拡充

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「法人向け事業承継税制」を、**平成30年度の税制改正で抜本的に拡充**。
- 拡充前は、年間400件程度の申請であったが、拡充後は**足元の申請件数は年間6000件に迫る勢い**であり、爆発的に伸びている。

拡充前は、年間400件程度の申請であったが、  
拡充後は、足元の申請件数は**年間6,000件に迫る勢い**。



### 法人向け事業承継税制の抜本拡充の概要 (平成30年度税制改正)

- ① 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。**納税猶予割合も100%に拡大**することで承継時の税負担ゼロに。
- ② 親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者 (最大3人)** への承継も対象に。
- ③ 年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に。
- ④ **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。